

天城町空き家バンク（情報登録）制度設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、天城町における空き家等の有効活用を通して、本町への定住促進による地域活性化を図り、また、空き家等を探している町民への情報提供を目的とし、「空き家バンク」に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 町内に存在する空き家（居住を目的とし建築した建物）、空き店舗並びに空き家、空き店舗となる予定のものをいう。ただし、賃貸や分譲等を目的とする建物または土地を除く。
- （2） 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことが出来る者をいう。
- （3） 利用希望者 空き家等の購入または賃借等により、空き家等を利用しようとする者をいう。ただし業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行うものを除く。
- （4） 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望する所有者等から登録申込みを受けた情報を天城町ホームページ、広報誌等で公開し、本町に定住等を目的として、空き家等の利用希望者に対し、情報提供を行う仕組みをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、天城町空き家バンク以外による空き家の取引を防げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 天城町空き家バンク（情報登録）による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、天城町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第1号）に天城町空き家バンク登録情報申込書（様式第2号）を添えて町長に提出するものとする。

- 2 町長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、天城町空き家バンク台帳に登録し、天城町空き家情報として町ホームページ等で公開しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録の可否について天城町空き家バンク（情報登録）登録結果通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をされていない空き家等で、天城町空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。
- 5 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の規定による登録を行わないものとする。
 - （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
 - （2） 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるとき。
 - （3） その他登録に適さないと町長が判断したとき。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録結果通知書にて登録許可の通知を受けた所有者等が、当

該登録事項に変更があったときは、その旨を天城町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第1号）に登録事項の変更内容を記載した天城町空き家バンク登録情報申込書（様式第2号）を添えて、遅滞なく町長に提出しなければならない。

（空き家登録台帳の登録の取り消し）

第6条 町長は、天城町空き家バンク取消願い書（様式第4号）の届出があったときは、当該空き家登録台帳から登録情報を削除するとともに、その旨を天城町空き家バンク登録取消通知書（様式第5号）で通知するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、町長は、次の各号いずれかに該当するときは、当該空き家台帳の登録を取り消しできる。

- (1) 空き家に係る所有権その他権利に異動があったとき。
- (2) 空き家登録事項に関して抹消の届出・連絡があったとき。
- (3) 第4条第5項に該当すると判明したとき。
- (4) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めたとき。

（利用登録及び情報提供）

第7条 町長は、必要に応じて、所有者等の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。なお、利用希望者は天城町空き家バンク利用申込書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）、町税等に滞納がない証明書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、天城町空き家バンク利用者登録結果通知書（様式第8号）により利用希望者に通知するものとする。

（利用登録に係る登記事項の変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による利用者登録結果通知書にて登録許可の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、天城町空き家バンク利用者登録変更届出書（様式第9号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（利用登録の取り消し）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号いずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、天城町空き家バンク利用者登録取消通知書（様式第10号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家バンク利用登録の取消の届出があったとき。
- (4) その他、町長が適切でないとして認めたとき。

（空き家バンク利用の申請要件）

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の各号いずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他、町長が適当と認めた者

2 前項の要件に該当するものは、次の各行の要件を満たしていなければならない。

- (1) 必要に応じて空き家等の区域に該当する行政区長の面談に応じることが出来る者
- (2) 現住所地の市町村税に滞納がない者

（登録者と利用希望者の交渉等）

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

2 交渉及び売買、賃貸借等の契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 天城町空き家登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、天城町個人情報保護条例（平成17年6月15日条例第18号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。